

入札説明書

(青森県立中央病院で使用する電気の供給)

(令和 7年12月24日付け公告分)

青森県立中央病院 管理課

一般競争入札の実施に係る入札公告（令和7年12月24日付け。以下「公告」という。）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
青森県立中央病院で使用する電気の供給
契約電力 2,700キロワット
予定使用電力量 11,920,200キロワット時
- (2) 仕様書等 別紙仕様書のとおり
- (3) 供給期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 供給場所 青森県立中央病院（青森県青森市東造道二丁目1番1号）

2 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所等

- (1) 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先
郵便番号 030-8553
青森県青森市東造道二丁目1番1号
青森県立中央病院
運営部 管理課
TEL 017-726-8323
FAX 017-726-8325
- (2) 入札説明書及び関連資料（以下「入札説明書等」という。）の配布期間令和7年12月25日から令和8年2月4日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の8時15分から16時45分まで。
- (3) 郵送による入札説明書等の配布
郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚程度が入る大きさで、所定の金額分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、(1)に掲げる場所に、令和8年1月30日16時45分必着で請求すること。
- (4) ホームページによる入札説明書等の公開
入札説明書等は(2)の期間において下記ホームページで公開する。
<https://aomori-kenbyo.jp/posts/category/bidding/>

3 入開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年 2月5日 13時30分
- (2) 場所 青森市東造道二丁目1番1号
青森県立中央病院 3階 第1会議室

4 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号、以下「財務規則」という。）第128条の規定により一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 令和5年6月12日青森県告示第404号（物品等の競争入札参加資格）の一、令和6年2月13日青森県告示第86号（物品等の競争入札参加資格）の一又は令和7年2月10日青森県告示第60号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電力の販売について入札の日までにAの等級に格付された者であること。なお、上記資格を有しないもので入札に参加を希望する者は、入札日の前日までに上記資格を取得することを条件に資格審査を受けることができる。上記資格の取得については、青森県ホームページ（物品等の競争入札参加資格に係るもの）を参照すること。
- (4) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第912号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- (5) 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (7) 財務規則第128条の2第1項の規定に基づき、県が定める入札参加資格者として、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別添1に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- (8) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者若しくはこれに準ずる者であるとして地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

- (1) 入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（第1号様式））に次に掲げる関係書類を添えて、青森県立中央病院長に提出しなければならない。

なお、申請書及び調書等には、書類ごとに当該入札への参加希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人または当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 5（7）の入札適合条件を満たすことを示す証明書（第2号様式）

- ウ 委任状（県外に本店を有している場合で、その本店から入札書の提出等を委任された県内又は近県にある支店又は営業所が申請する場合）（第3号様式）
 - エ 更生手続又は再生手続開始の決定を受けた者にあたっては、入札参加に支障がないことを証明する書類（必要に応じて提出すること）
 - オ 返信用封筒（表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の郵便切手を貼り付けた長形3号封筒）
- (2) 申請書は、令和8年1月15日16時45分までに20に掲げる場所に、持参又は郵送（配達証明郵便等の配達の記録が残るものに限る。）により提出するものとする。
 - (3) 申請書作成等に要する費用は、入札への参加を希望する者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。また、申請書の内容について、説明及び必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - (4) 申請書の資格審査については、当該提出者に対して一般競争入札参加資格通知書（第4号様式）により通知する。なお、一般競争入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができるものとする。

7 入札金額等

- (1) 入札書は、別添の入札書（第5号様式（その1））を使用すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約電力に対する1kW当たりの単価（小数点第2位までとし、供給期間において単一のものとする。）及び使用電力量に対する1kWh当たりの単価（小数点第2位までとし、同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、別添仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した12か月分の総額とする。
- (3) (2)における単価のほか、総額の算出に係る割引及び料金区分等については、入札参加者において設定することができるものとする。
- (4) 入札金額の算定に当たっては、力率は100%とし、燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金を含むものとする。燃料費等調整額単価は、令和7年12月分適用の各社の調整額単価を基準として入札を行い、契約後実際の値を適用する。なお、同単価の計算式が、令和8年4月1日時点で変更見込みの場合は、変更後の計算式を用いること。再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、3.98円/kwh（税込）として入札を行い、契約後実際の値を適用する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

8 内訳書の提出

(1) 入札書に入れる封筒に、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書（第5号様式（その2））を同封すること。

また、燃料費調整単価が青森県の供給区域とする旧一般電気事業者と異なる場合は、算定資料も同封すること。

(2) 内訳書は、返却しない。

(3) 入札書の入札金額が内訳書の金額と符合しない場合、入札は無効とする。

ただし、その符合しない理由が軽微と認められる場合は、入札者は、入札執行者からの内訳書記載内容の修正の求めに対し、直ちに入札金額に基づいてこれを修正しなければならない。

9 入札書の提出方法

(1) 入札書には、入札年月日及び入札価格を記載し、件名を記入の上、入札者の商号又は名称及び代表者職氏名を記入及び押印（外国法人の場合は、当該法人の代表者の署名）しなければならない。

(2) 入札書は、7に掲げる入札書及び8に掲げる内訳書を封筒に入れて、密封すること。

(3) 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（第3号様式）を入開札前までに青森県立中央病院長あて提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

(4) 郵便により入札書を提出する場合は、二重封筒により書留又は簡易書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日、契約を担当する課名（青森県病院局運営部管理課）及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「入開札期日、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県立中央病院長あてに「親展」により、入開札期日の前日までに提出しなければならない。

(5) 電話、電報、ファクス又は電子メールによる入札は、認めないものとする。

10 入開札の立会い等

(1) 開札は、3で指定する日時及び場所で行う。

(2) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員（以下「立会い職員」という。）を立ち合わせて行う。

(3) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、一般競争入札参加資格通知書の確認を行うことから、入札者は一般競争入札参加資格通知書の原本又は写しを持参すること。

11 入札執行回数

原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 買入れする物品を確実に納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、青森県財務規則第137条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、立会い職員にくじを引かせるものとする。

1 4 再度入札等

- (1) 開札した場合において、落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入札及び開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。
- (2) 再度入札は、1回を限度として行う。ただし、無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。
- (3) 競争入札に付し入札者がいないとき、2回目の入札に付し落札者がなく、かつ1者を除いて他の入札者がすべて辞退したときは、その1者との随意契約により契約を締結する。

1 5 入札心得

入札に当たっては、財務規則に定める入札者心得書（ただし、第4条第8項及び第6条（Bを除く。）を遵守するものとする。

入札心得書は、インターネットにより、次のURL（アドレス）から入手できる。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/suito/keiri/buppin-bunshyo.html>

1 6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに談合によると認められる入札
- (10) その他県において特に指定した事項に違反した入札

17 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。
- (2) 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が6に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。
- (3) 本契約は、入札の際に提出される内訳書に記載された単価に基づく単価契約とするが、内訳書の割引を適用しているときは割引額を反映した契約とする。ただし、基本料金及び電力料金単価は旧一般電気事業者が定める標準プランの年間総額をそれぞれ超えない単価とする。

18 説明書等に対する質疑

- (1) 本説明書等について質疑がある場合には、令和8年1月15日16時45分までに質疑書（第6号様式）を持参、郵送又はファクシミリにより、2（1）の場所に1部提出すること。
- (2)（1）の質疑に対する回答は、令和8年1月22日までにファクシミリにより行う。なお、回答は、一般競争入札参加資格が有と認められた者全てに通知する。

19 その他

- (1) この競争入札を行う場合において入札者が了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第1の「入札者心得書」記載のとおりとする。ただし、第4条第8項及び第6条（B）を除く。
- (2) 証明書等の作成に要する費用は、入札者の負担とする。
- (3) 入札参加資格が認められた後において入札を辞退する場合には、入札辞退届（第7号様式）を入開札期日までに必ず提出すること。
- (4) 令和8年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

20 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 030-8553
青森市東造道二丁目1番1号
青森県立中央病院 運営部 管理課
電話番号 017-726-8323
FAX 017-726-8325

別添 1

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.520未満	40
	0.520以上	0
②令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

各用語の定義(別添1) ※以下の定義は、適合証明書及び別添1にのみ適用する。

用語	定義
① 令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>令和5年度の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができる。 2. 温対法に基づき令和5年度のメニュー別排出係数が公表されてから事業者全体の排出係数が公表されるまでの間は、小売電気事業者が温対法に基づき算定した令和5年度の事業者全体の調整後排出係数を用いることができる。
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和5年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和5年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和5年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 <ol style="list-style-type: none"> ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とす

	<p>る。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）</p> <p>③高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和5年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和5年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和5年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>化石燃料に代わる再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、令和5年度の供給電力量に占める令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量の割合を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）を令和5年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値。</p> <p>（算定方式）</p> $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)}}{\text{令和5年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 令和5年度の再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）は、次の①から⑤の合計値とする。ただし、①から⑤は令和5年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。</p> <p>① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））</p> <p>② グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギ</p>

	<p>ーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）</p> <p>③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）</p> <p>④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量（kWh）</p> <p>2. 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。</p>
<p>④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>